

## 第2章 各分野において講じた施策

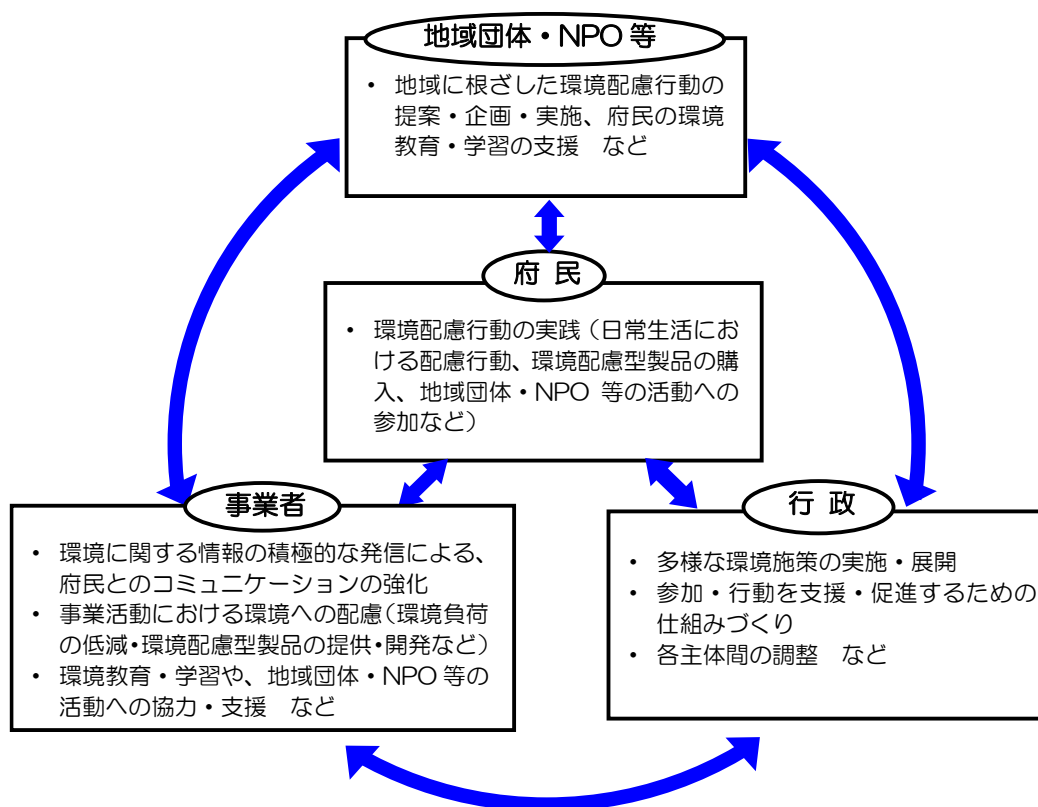
### I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



#### ●施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

## 2017年度の主な施策・事業と実績

### 効果的な情報発信

#### ■環境情報の発信

[ - 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを通して、環境農林水産イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しました。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動の促進を図りました。



おおさかの環境ホームページ  
エコギャラリーのトップページイメージ

<2017年度の実績>

- ・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 13件

【参考】

- ・エコギャラリー年間アクセス件数（主なページ） 14万件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【エネルギー政策課 06-6210-9287】

### 環境教育・学習の推進

#### ■環境教育等の推進

[ - 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。

(内容)

学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。



小学校での環境教育

<2017年度の実績>

- ・府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数：  
27 施策（2017年度）

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

## ■ 幼児環境教育指導者プログラム強化事業【新規】

[4,500 千円]

(目的)

環境教育教材の充実・強化を図り、人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期における環境教育を推進すること。

(内容)

幼児期を対象とした環境教育映像教材（教諭等用の教材活用マニュアルを含む）を制作し、府内の幼稚園や保育所等に提供するとともに、府内4地域で幼稚園や保育所等の職員を対象に、本教材の活用方法に関する研修会を開催しました。



視聴用教材を活用した  
幼稚園・保育所等での環境教育

<2017 年度の実績>

- ・教材活用研修会の開催（府内4箇所）  
幼児期を対象とした環境教育映像教材（DVD）を製作し、  
府内市町村・幼稚園・保育所等に配布（1,719 枚）

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

## 行動を支援する仕組みの充実

### ■ 環境交流パートナーシップ事業

[1,300 千円]

(目的)

環境 NPO 等の活動の活発化や新たな活動の展開に向けた、交流機会の創出を図ること。

(内容)

環境 NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや人材育成講座などを盛り込んだ交流会を実施しました。また、環境 NPO 等の登録や SNS による団体活動等の情報発信を行いました。



交流セミナー開催

<2017 年度の実績>

交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

### ■ 地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業

[2,000 千円]

(目的)

NPO 等による、公益的施設（学校、保育所等）への共同発電の仕組みによる太陽光発電設備の設置を支援し、団体の環境活動拡大を図ること。

(内容)

府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光発電設備を設置する共同発電の仕組みを活用して、その施設と連携した環境活動を実施する NPO 等に対し、設置費用の補助を行うとともに、その活動を支援しました。



障がい者作業所に設置

<2017 年度の実績>

公益的施設への太陽光パネル設置 2件

2016（平成28）年度補助事業団体による環境活動の実績確認 2件

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

## ■笑働 O S A K A の推進

[ 546 千円 ]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。



笑働 OSAKA  
ロゴマーク

〈2017 年度の実績〉

地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元されました。

(2017 年度の高紙回収実績：約 75 トン)

【事業管理室 06-6944-9269】

## ■クラウドファンディングを活用した環境取組の推進

[ - 千円 ]

(目的)

「クラウドファンディング (CF) ※」を通じてより多くの府民・NPO 等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加できる社会を目指すこと。

※ 「クラウドファンディング」

ある「志」を持った人や団体に対する資金を、ネットを通じて多数の支援者から収集しプロジェクトを実現する手法。

(内容)

環境活動や普及啓発イベントの実施に取り組む企業・NPO 等が CF による資金調達と活動 PR を行っていくことが出来るよう、CF プラットフォームを運営する事業者との環境分野でのクラウドファンディング普及に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組に参加できるよう普及啓発を行いました。



クラウドファンディング活用スキーム

〈2017 年度の実績〉

・相談件数：0件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

[ ]内の数字は 2017 (平成 29) 年度決算額

## Ⅱ－１ 低炭素・省エネルギー社会の構築

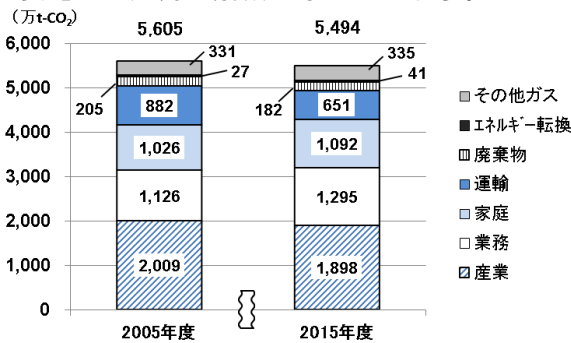
### 《2020年度の目標》

温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。

※電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO<sub>2</sub>/kWh)を用いて設定

### 《目標に対する現状》

■府内における2015年度の温室効果ガス排出量は5,494万トンであり、2005年度比で2.0%の削減となっています。



#### 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

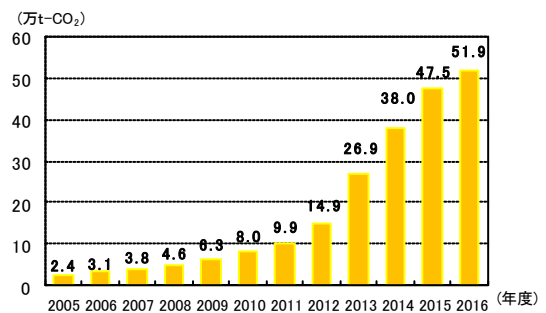
注) 2015年度の排出量は2012年度の電気の排出係数※を用いて算定。  
※電気の排出係数とは、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値

■府内の2017年度のエコカー(注)保有台数は約123万台(約35%)であり、2009年度と比べ約105万台(約30ポイント)増加しました。

※2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定

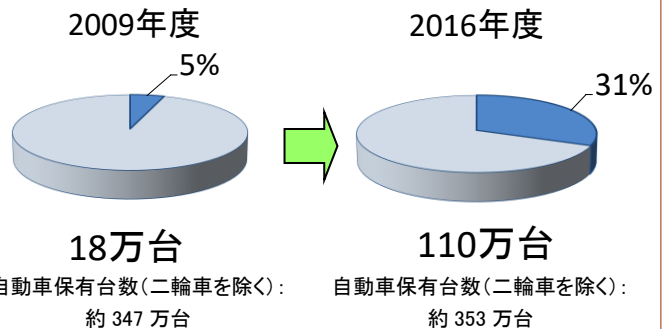
(注)エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

■府内の2016年度の太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量は約51.9万トンです。



注) 2012年度の関西電力(株)の電気の排出係数を用いて算定

#### 太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量



#### エコカーの普及台数

### ● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収の促進
- 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進

## 2017年度の主な施策・事業と実績

### 低炭素化の推進（家庭）

#### ■省エネ行動の普及啓発事業

[ 1,034 千円]

（目的）

府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。

（内容）

ホームページ『省エネ生活のすすめ』による省エネ行動メニュー等の情報発信に加え、省エネラベルやグリーン購入の普及活動を実施しました。また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エコ診断」の普及促進に取り組むなど、広く府民に省エネ行動を働きかけました。



地球温暖化防止活動推進員  
委嘱式の様子

〈2017年度の実績〉

エコイベント活動 6 回（2017 年度）

地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施：4 回

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

### 低炭素化・温室効果ガス排出削減の推進（産業・業務）

#### ■「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく指導

[ 207 千円]

（目的）

エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を行うこと。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者（約 900 事業者）に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付けるとともに、2016 年度から導入した、対策と削減状況を総合的に評価する「評価制度」を運用し、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。



特定事業者への立入調査

〈2017年度の実績〉

- ・ 特定事業者の約 7 割を占める、2015 年度から 2017 年度までを計画期間とする事業者について、2016 年度の温室効果ガス排出量の合計は、前年度比で 1.3%増加したが、基準年度である 2014 年度と比較して 1.5%削減（年平均 0.75%削減）  
CO<sub>2</sub> 排出削減量（2016 年度）：28.1 万トン-CO<sub>2</sub>
- ・ 届出のあった対策計画書の概要  
2017 年度から 2019 年度の 3 年間で 21.0 万トン-CO<sub>2</sub>（8.5%）削減
- ・ 特定事業者への立入等現地での調査件数 49 件

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

## 低炭素化の推進（住宅・建築物）

### ■建築物の環境配慮制度の推進

[ 1,766 千円 ]

（目的）

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（特定建築物）を新築等しようとする者（特定建築主）に対し、CO<sub>2</sub>削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示義務について、必要な指導・助言を行いました。

また、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。

〈2017 年度の実績〉

- ・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数  
大阪府：23 件、堺市：7 件
- ・10,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（非住宅）における省エネ基準の適合率  
大阪府：100%、堺市：100%



大阪府建築物環境性能表示



平成 29 年度おおさか環境にやさしい建築賞大阪府知事賞建物（メディカルりんくうポート）

【建築指導室 06-6210-9725】

### ■ESCO 事業の推進

[ 767 千円 ]

（目的）

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができる ESCO 事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

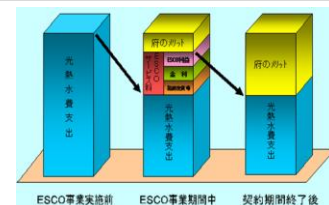
（内容）

「新・大阪府 ESCO アクションプラン（2015 年 2 月策定）」に基づき府有施設へのさらなる ESCO 事業の導入拡大を図りました。ESCO 事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。

また「大阪府市町村 ESCO 会議」の開催を通じ府内市町村に対しても ESCO 事業の導入を広く働きかけました。併せて、建物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を用いて、府内市町村や民間建築物への ESCO 事業の普及促進を図りました。

〈2017 年度の実績〉

- ・3事業 14 施設（高等学校6校、警察署5署、公園3園）において新規公募を実施し、事業者を決定しました。
- ・2016 年度事業者選定施設（高等学校8校、狭山池博物館、警察署5署、泉南府民センタービル）において ESCO 改修工事を実施しました。
- ・7月に「大阪府市町村 ESCO 会議」を開催しました。・2015 年度事業者選定施設（高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所）において ESCO 改修工事を実施しました。
- ・7月に「大阪府市町村 ESCO 会議」を開催しました。



ESCO 事業の実施スキーム



ESCO 事業の実施効果

【公共建築室 06-6210-9799】

## 低炭素化の推進（運輸・交通）

### ■エコカーの普及促進

[ - 千円]

（目的）

2020年度までに府内の自動車の2台に1台（約180万台）をエコカーにすることを目標に、エコカーの普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

（内容）

「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。



エコカー展示会

〈2017年度の実績〉

- ・エコカー展示会・試乗会 12回（市町村との連携による開催分を含む）
- ・ホームページやメールマガジンによる情報発信  
ホームページアクセス数 1.3万回  
メールマガジン発行回数 9回  
メールマガジン登録数 1,703名

【参考】府内におけるエコカー保有台数

110万台（2016年度）※2017年度台数は2018年12月確定予定

【環境管理室 06-6210-9586】

### ■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

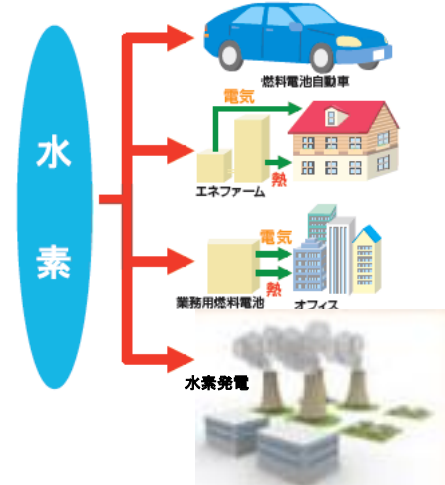
[ 5,218 千円]

（目的）

多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、次世代のクリーンなエネルギーとして注目されている水素エネルギーの普及を図ること。

（内容）

- ・「H<sub>2</sub>Osaka ビジョン（2015年度策定）」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進しました。
- ・大阪の水素ショーケース機能の維持・発展のため、先進的な水素プロジェクトを展開する取組みを支援しました。
- ・燃料電池（FC）バスの試乗会を開催し、FCバスの普及に向けた啓発を行いました。



水素の多様な活用



燃料電池バス

〈2017年度の実績〉

- ・H<sub>2</sub>Osaka ビジョンの具体化に向けた研究会等の開催 11回
- ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 7回

【産業創造課 06-6210-9295】



## 再生可能エネルギー等の普及

### ■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[ 3,942 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。

(内容)

大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。

〈2017年度の実績〉

- ・ 府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数：  
122 件
- ・ 省エネセミナーの開催・講演：主催 3 回、講演 56 回

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

### ■地中熱普及促進のための調査事業【新規】

[ 0 千円]

(目的)

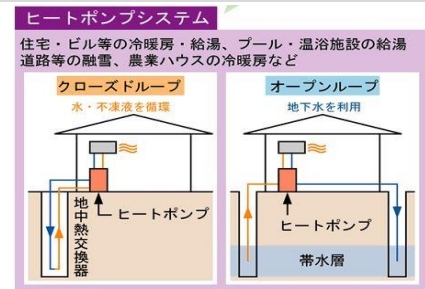
省エネ・ヒートアイランド現象の緩和を図るべく、地中熱の利用を推進すること。

(内容)

民間事業者に対する認知度の向上及び地中熱利用の普及促進を図るため、「地中熱ポテンシャルマップ」の作成に着手しました。

〈2017年度の実績〉

- ・ 地中熱ポテンシャルマップの作成に着手。  
なお、完成は2018年度予定。



ヒートポンプシステムの図

(出典：地中熱利用推進協議会)

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

## 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収の推進

### ■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[ - 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の中で、活動内容や役割分担等を含む協定を結び、その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。

府は、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図りました。

〈2017年度の実績〉

新規参加事業者〇社、活動地追加〇社、協定更新事業者7社



企業による森づくり活動の様子

【みどり推進室 06-6210-9556】

## 地球温暖化に対する適応策

### ■大阪府気候変動への適応策の検討

[ - 千円]

(目的)

地球温暖化の進行に伴い、顕在化しつつある様々な影響を軽減する対策、いわゆる「適応策」を着実に進めていくこと。

(内容)

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適応の基本的方向性を盛り込む改定を行い、府の「適応計画」として位置づけるとともに、環境農林水産分野や自然災害など分野別の「適応策」をとりまとめた「施策集」を公表しました。

<2017年度の実績>

- ・大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に「適応」の基本的方向性を盛り込む改定を実施し、府の適応計画として位置づけ（2017年12月）。
- ・「適応策」の推進を図るため、府において実施している、または実施予定の取組みを分野ごとに整理しとりまとめた「気候変動への適応に係る影響・施策集」を公開。

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

### ■温暖化「適応」推進事業【新規】

[ 4,313 千円]

(目的)

気候変動の身近な影響への「適応」について、府民・環境 NPO 等の理解を深めること。

(内容)

「適応」に関するシンポジウムを開催するとともに、「適応」に関する啓発リーフレットを作成しました。また、環境 NPO 等との協働による地域での「適応」に関する啓発活動、「ヒートアイランド対策」の啓発を実施しました。



啓発活動の様子

<2017年度の実績>

- ・府民・環境 NPO・市町村職員等を対象に「適応」についての理解を深めるため、「おおさか気候変動『適応』シンポジウム」を開催。（参加者約 120 名）
- ・府民を対象に、クールスポット（あべのキューズモール）において、ヒートアイランド現象への「適応」に関して身近にできる取組みについての啓発イベントを実施。（参加者約 300 名）
- ・府民を対象に、府内 4 地域（北部・中部・南河内・泉州）において、地域特性にあわせたテーマの「適応」に関する啓発イベントを環境 NPO 等と協働して実施。（参加者合計約 500 名）
- ・府民等に「適応」に関する情報を分かりやすく提供し、実践行動につなげていくための啓発冊子『おおさか気候変動「適応」ハンドブック』（1 万部）を作成。

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

## ヒートアイランド対策の推進

※ 「ヒートアイランド対策の推進」については、「Ⅲ魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド現象の緩和）」参照

[ ]内の数字は 2017（平成 29）年度決算額

## II-2 資源循環型社会の構築

### 《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

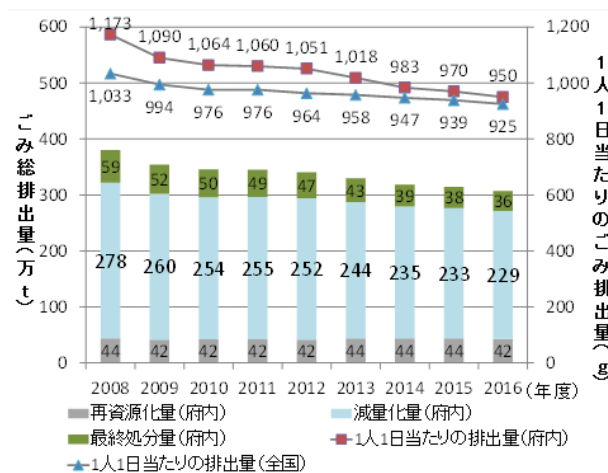
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物\*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 (2009年度府民アンケート 89.4%)

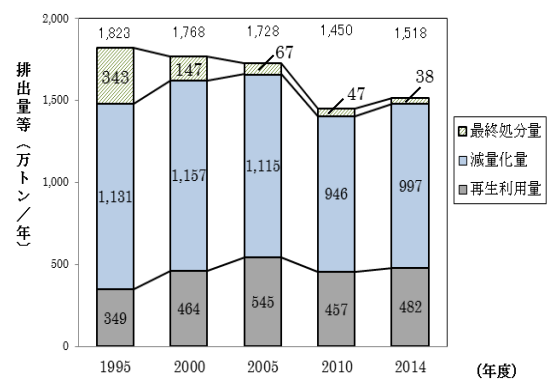
\*ペットボトルや空き缶、古紙等。

### 《目標に対する現状》

- 2016年度に府内から排出された一般廃棄物は307万トン、そのうち再生利用量は42万トン、最終処分量は36万トンとなっています。
- 2014年度に府内から排出された産業廃棄物は1,518万トン、そのうち再生利用量は482万トン、最終処分量は38万トンとなっています。



一般廃棄物の最終処分量等の推移



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- リサイクル製品を購入している府民の割合：43.3% (2017年度)

- 資源物\*を分別している府民の割合：95.4% (2017年度)

\*ペットボトルや空き缶、古紙等。

注) 府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

### ●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

## 2017 年度の主な施策・事業と実績

### ■循環型社会推進計画の推進

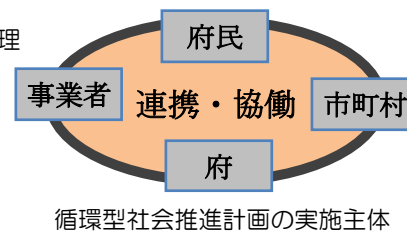
[ - 千円]

(目的)

2016 年度に策定した大阪府循環型社会推進計画に定めた 3R や適正処理等に係る目標を達成すること。(目標年度：2020 年度)

(内容)

府民、事業者、行政が連携・協働し、3R や適正処理に取り組みました。また、新たに設定した『成果を実感できる指標』を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みをさらに促進しました。



#### <2017 年度の実績>

- ・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表

【参考】

○一般廃棄物 2016 年度実績

排出量 : 307 万トン  
再生利用率 : 13.8%  
最終処分量 : 36 万トン

○成果を実感できる指標

◆一般廃棄物 2016 年度実績

1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量：448 g/人・日  
生活系ごみ分別排出率：22.5%  
ガラス等（主に行政により分別収集が行われている品目）のみの再生利用率：5.1%  
最終処分量：11.8%

- ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導
- ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施
- ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表

【参考】

○産業廃棄物 2014 年度実績

排出量 : 1,518 万トン  
再生利用率 : 31.8%  
最終処分量 : 38 万トン

【循環型社会推進室 06-6210-9567、06-6210-9566】

## 再生原料・再生可能資源の利用促進、リサイクル率の向上

### ■再生品普及促進事業

[ 150 千円 ]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用して日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しています。

2015 年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しました。



「なにわエコ良品ネクスト」  
マーク



ガレッジセール・イン・  
OSAKATOWNでの  
認定製品の展示

<2017 年度の実績>

- ・認定製品について普及・PR するため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展
- ・新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガの配信やちらしの開架、ポスター掲示の依頼など広報手段の拡大に向けて活動しました。
- ・年2回の認定を実施（2018 年3月1日現在の認定製品数は 274 製品）

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

### ■容器包装リサイクルの推進

[ 90 千円 ]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第8期大阪府分別収集促進計画（2017～2021 年度、2020 年度目標：分別収集量：23 万 4 千トン）に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供を図りました。



ペットボトルの選別施設

<2017 年度の実績>

- ・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表  
・分別収集量：16 万 6 千トン（2017 年度速報値）

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

## 廃棄物排出量の削減

### ■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[ - 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。

<2017年度の実績>

処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。

【参考】2017年度公表状況

産業廃棄物処理計画 233件

産業廃棄物処理計画実施状況報告 239件

特別管理産業廃棄物処理計画 94件

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

### ■食品ロス削減対策の推進【新規】

[ 2,369 千円]

(目的)

府内の食品ロス削減に向けて、事業者・府民の取組みを促進すること。

(内容)

・食品関連団体や事業者、国及び他府県等を対象にヒアリングを行い、発生抑制や有効活用の取組みを調査しました。

・食品ロス削減対策を効果的に推進するため、シンポジウム

(2018.2.6)やキャンペーンを実施するとともに、市町村職員等を対象とした啓発事例集を作成し、その活用方法に関する講習会(3回)を開催しました。



啓発ポスター

<2017年度の実績>

・食品関連団体や事業者、国及び他府県等の食品ロス削減の取組み状況の把握

・市町村職員等を対象とした啓発事例集を作成し、府内市町村に配布するとともに市町村向け講習会を開催したところ、全43市町村が参加。

・シンポジウム及びキャンペーンの実施。

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

【流通対策室 06-6210-9607】

## 廃棄物の適正処理の徹底

### ■PCB 廃棄物適正処理の推進

[ 150,842 千円]

(目的)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(高濃度は2020年度末まで、低濃度は2026年度末まで)の完全処分を目指すこと。

(内容)

- ・PCB 特別措置法により、期限内処分の義務があるPCB使用製品及び廃棄物について、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。
- ・未把握の PCB 廃棄物等について、保有状況の実態調査やポスター等を活用した掘り起こしにより、府内の PCB 保有実態を把握し、保有が判明したものは、法に基づく届出等の指導を行いました。
- ・府が保有している小型コンデンサーや安定器等については、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北九州 PCB 処理事業所で、2015年度から計画的に処理を行いました。
- ・国の PCB 廃棄物処理基本計画の変更に合わせ、大阪市と調整し、「大阪府 PCB 廃棄物処理計画」の変更を行うとともに、近畿ブロック関係府県市と協力して、適正処理を推進しました。
- ・中小企業等による PCB 廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出した PCB 廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担する高濃度 PCB 廃棄物の処理費用を軽減しました。



PCB 廃棄物(コンデンサー)保管状況の立入検査

<2017年度の実績>

- ・JESCO 大阪 PCB 処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率  
2018年3月末：91%  
(登録台数を2017年3月末に固定した場合の進捗率 2018年3月末：96%)
- ・府保有の小型コンデンサー等の処理 4.6 t

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

### ■産業廃棄物の適正処理の徹底

[ 17,085 千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。

また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。



産業廃棄物の不適正処理現場(野外焼却)

<2017年度の実績>

- ・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施しました。
- ・2017年度実施実績 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月
- ・不適正処理件数 405件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

## ■廃棄物最終処分場の適正管理等

[ 111,817 千円 ]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。



フェニックス処分場での  
廃棄物受入

### <2017 年度の実績>

- ・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。（会議等：10回）
- ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路改修工事及びフェンスの維持補修等を行いました。

環境調査 年 12 回 2,031 検体

護岸被覆防食工事 65m

老朽化対策工事（排水路） 194m

【循環型社会推進室 06-6210-9569】

[ ]内の数字は 2017（平成 29）年度決算額



## II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

### 《2020年度の目標》

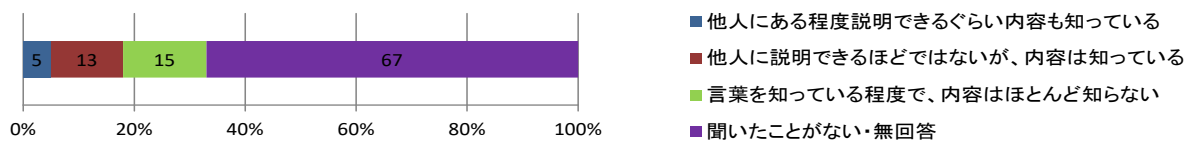
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年度府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

### 《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約18%（2017年度）<sup>注</sup>です。（2008年度比約1ポイント増加）



(参考1)「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」を含めた生物多様性という言葉の認知度は約33%です。

(参考2)上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約67%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること
7. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしている

注)府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更

- 保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は83,892ha(2018年3月末)です。(2009年度比1,922ha増加)

#### 生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,244	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	3
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,892

### ●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

## 2017 年度の主な施策・事業と実績

### 生物多様性の社会への浸透

#### ■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[ - 千円]

(目的)

淀川に生息する天然記念物で種の保存法選定種の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。

(内容)

(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所水生生物センターにおいて、センター内で生息域外保存しているイタセンパラを、2009 年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川に放流し、野生復帰を試みました。過去 4 年間の調査では、放流した成魚が繁殖し、野生での定着が確認されています。

2018 年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンパラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。



イタセンパラ



地元児童による  
放流

<2017 年度の実績>

- ・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、外来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。
- ・2013 年にイタセンパラを公開放流を実施した水域では、自然繁殖により稚魚が約 9 千尾確認され、放流後最大の生息数となりました。
- ・小中学校の出前授業(3 回実施)では 122 名とイタセンパラの生体観察を行うとともに、生物多様性の重要性を啓発しました。
- ・市民ネットワークによるイタセンパラの野生復帰を支援する取り組み(24 回実施)に延約 1,400 名が参加しました。

【みどり推進室 06-6210-9557】

#### ■生物多様性保全のための普及啓発推進

[ 2,102 千円]

(目的)

生物多様性に配慮した行動を社会に定着させるため、動物園、博物館、水族館などの施設でのイベント等を通じて、府民に対して生物多様性保全について幅広く普及啓発を行い、関心を高め、理解の向上を図ること。

(内容)

博物館や水族館などの生物多様性関連拠点施設等と連携して、生物多様性保全の重要性についての統一 PR を実施するなど、多様な主体が参画する生物多様性の普及啓発活動を行いました。実施にあたっては、身近な施設等での企業と連携した情報発信やイベントを開催するなど、多様な主体が参画する効果的な取り組みを進めました。



普及啓発シンポジウム

<2017 年度の実績>

- ・生物多様性普及啓発タペストリーの作成
- ・おおさか生物多様性施設ガイド(リーフレット)の作成
- ・統一 PR 参加 53 施設  
うち、参画企業 2 社

【みどり推進室 06-6210-9557】

## 生息環境の保全

### ■農空間保全地域制度の推進

[ 111,715 千円 ]

(目的)

生物多様性保全を含む農空間の公益的機能を発揮するため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。

(内容)

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図りました。



営農環境整備のため農家・地域住民による道普請の実施

<2017 年度の実績>

遊休農地等対策 89.6ha

【農政室 06-6210-9601】

### ■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[ 49,261 千円 ]

(目的)

万博記念公園において、市民参画等により園内環境を整備し、生物多様性の保全を図ること。

(内容)

NPO 団体との協働等により、竹林や花壇、森林の整備を行うと共に、生物生息調査や自然ガイドといった情報収集・発信を行いました。



竹林の保全活動

<2017 年度の実績>

- ・園内花壇管理 4,362 人（参加のべ人数）
- ・森づくり・足湯運営 23,150 人（参加のべ人数）
- ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等 7,794 人（参加のべ人数）
- ・水質調査、野生生物生息調査 2,541 人（参加のべ人数）
- ・ガイドボランティア養成 11,095 人（参加のべ人数）

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

## 生息環境の再生・創造

### ■共生の森づくり活動の推進

[ 5,891 千円 ]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森（約100ha）」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。



共生の森での森づくり活動

<2017 年度の実績>

- ・参加人数：1,615 人/年
- ・企業や府民による植栽面積：約 1ha

【みどり推進室 06-6210-9557】

[ ]内の数字は 2017（平成 29）年度決算額

## II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1）

### ～良好な大気環境を確保するために～

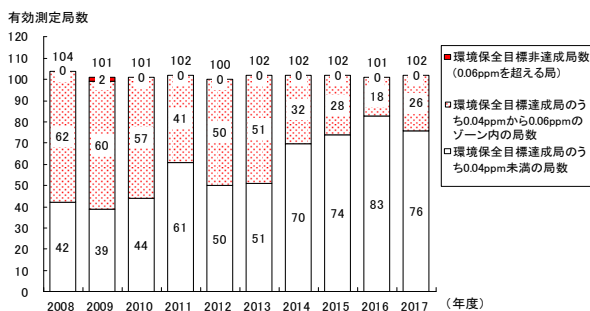
#### 《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

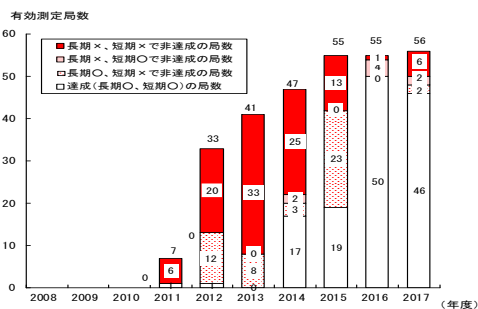
#### 《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppm を下回るレベルに達し、約 3/4 の地域が 0.04ppm 未満となっています。



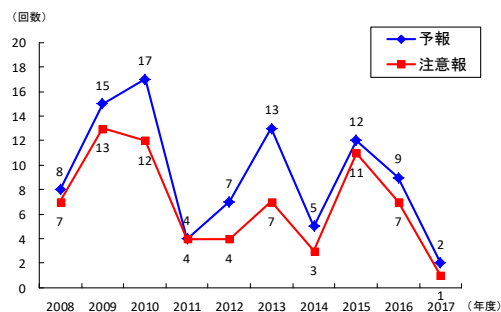
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM2.5は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2017年度は、56局（有効測定局）で測定を行い、46局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から東北地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

#### 光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

#### PM2.5とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。※環境基準は2009年9月に「1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

#### ● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM2.5の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

## 2017年度の主な施策・事業と実績

### 固定発生源対策の推進

#### ■大気汚染防止の事業所規制

[ 1,131 千円 ]

(目的)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、ばい煙( NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。

事業所に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設や排ガス測定結果の検査を行なうとともに、事業者の点検結果等を報告させることにより、適正な指導を行いました。

また、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施しました。

<2017年度の実績>

- ・規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に対して、立入検査をのべ573回実施
- ・大規模排出事業所 NO<sub>x</sub>測定 2事業所
- ・使用燃料等測定 3事業所
- ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所
- ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所
- ・水銀濃度測定 2事業所

【環境管理室 06-6210-9581】



検査のために処理施設から排ガス採取

### 自動車排ガス対策の推進

#### ■自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の推進(計画の進行管理)

[ 7,620 千円 ]

(目的)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)及び粒子状物質(PM)の削減のため、2013年6月に策定した自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画〔第3次〕に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020年度までに対策地域全体で二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成すること。

(内容)

関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。

併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNO<sub>x</sub>・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。

<2017年度の実績>

- ・NO<sub>2</sub>及びSPMに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2017年度)
- ・対策地域におけるNO<sub>x</sub>・PM排出量の把握  
NO<sub>x</sub>: 12,550トン、PM: 590トン(2016年度)



自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画策定協議会幹事会の開催

【環境管理室 06-6210-9586】

## ■流入車対策の推進

[ 2,183 千円 ]

(目的)

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NO<sub>x</sub>・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

(内容)

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を推進します。「非適合車ゼロ宣言」のスローガンを掲げ、非適合車の根絶を目指して立入検査や指導を実施しました。

比較的非適合率の高い自家用自動車対策として、出入りの多い施設管理者等と連携し、利用者への条例の周知を強化しました。

改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令するとともに氏名等を公表しました。



流入車規制の立入検査

<2017年度の実績>

立入検査：73回 6,672台を検査（累計※780回、約53,900台）

命令・公表：3件

他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少（条例制定前の2007年度：17%→2017年度：0.5%）

【参考】命令・公表37件（2017年度末累計※）

※2008年度以降

【環境管理室 06-6210-9586】

## 光化学オキシダント・SPM対策の推進

### ■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[ 126 千円 ]

(目的)

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。

(内容)

VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNO<sub>x</sub>やVOCの削減要請を行いました。



光化学スモッグ発令画面

<2017年度の実績>

VOC 排出量削減のための法・条例による規制・指導

VOC 届出排出量 9,900 トン/年(2016年度実績)

【参考】光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNO<sub>x</sub>削減要請

2017年度 のべ364回

光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請

2017年度 のべ111回

【環境管理室 06-6210-9577】

## PM2.5対策の推進

### ■微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視と的確な注意喚起の実施

[ 11,166 千円 ]

（目的）

PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。

また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。

（内容）

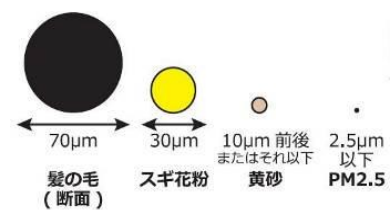
府管理の測定局26局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。

また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。

さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。



PM2.5自動測定機



粒子の大きさ比較

〈2017年度の実績〉

- ・微小粒子状物質の濃度の連続測定  
府所管局26局（国設局2局を含む）で通年実施（うち、一般局20局、自排局6局）
- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（成分分析）  
府内2地点（年4回実施）

【環境管理室 06-6210-9621】

## アスベスト飛散防止対策の推進

### ■府有施設吹付アスベスト対策事業

[ 120,860 千円 ]

（目的）

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

（内容）

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。

〈2017年度の実績〉

- ・アスベスト除去対策工事を4施設について実施
- ・空気環境測定を284か所実施

【公共建築室 06-6210-9788】